

守口市・門真市と守口門真商工会議所ならびに枚方信用金庫との 連携に関する協定

守口市（以下「甲」という。）、門真市（以下「乙」という。）、守口門真商工会議所（以下「丙」という。）ならびに守口市・門真市に支店を置き地域にきめ細かい支店ネットワークを有する金融機関の枚方信用金庫（以下「丁」という。）は、「まち・ひと・しごと創生」の取り組みを進めるとともに、2025年大阪・関西万博の開催を契機に更なる地域産業の振興と地域の魅力創造を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁（以下「4者」という。）の持つ情報やノウハウを共有し、相互連携と協力のもとに中小企業に対する支援を充実させ、地域産業の振興や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 4者は、以下に定める事項について連携協力するものとする。

- （1） 中小企業の経営力向上と持続的発展に向けた支援
- （2） 創業及び事業承継に関する支援
- （3） 企業立地の促進
- （4） 人材の確保・育成に関する支援
- （5） 中小企業及び産業に関する情報の共有と発信
- （6） 守口市・門真市の観光の発信などを通じた地域経済の活性化
- （7） DX・GXへの取組支援
- （8） 産官学金の連携推進に関する支援
- （9） その他、目的達成のため4者が必要と認める産業振興に関する事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 4者は連携協力事項を推進する窓口をそれぞれに設置し、定期的に協議及び情報交換を行う。

（情報共有及び守秘義務）

第4条 4者は、連携協力事項の推進にあたり、法令の定める範囲において情報の共有化を図り、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙ならびに丁から本協定の改廃の申し入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めない事項及び疑義のある事項については、4者間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため本書4通を作成し、4者が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月9日

(甲) 守口市
市長 (自署)

(乙) 門真市
市長 (自署)

(丙) 守口門真商工会議所
会頭 (自署)

(丁) 枚方信用金庫
理事長 (自署)